

法人市民税の税率表

福岡県宗像市

均 等 割			法人税割
号数	法人等の区分	年額(円)	税率(%)
9	資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	3,000,000	12.1 (注意) 令和元年10月1日以降に開始する事業年度からは 8.4
8	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1,750,000	
7	資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	410,000	
6	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	400,000	
5	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	160,000	
4	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	150,000	
3	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	130,000	
2	資本金等の額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	120,000	
1	前各号に掲げる法人以外の法人等	50,000	

法-82

《 申告及び納付期限 》

確定申告 事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内
 予定申告 事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内

お問合わせ先 宗像市役所 税務課 市民税係
 〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号
 TEL 0940-36-7350